

募集型企画旅行「旅行条件書」(要約)

※この旅行は、(株)孫の手(以下「当社」といいます。)

の募集型国内企画旅行であり、参加されるお客様は当社との募集型企画旅行契約を締結することになります。また旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

※この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。お申込みの際は必ず旅行条件書(全文)をお読みください。

【お申込み及び契約成立時期】

- (1) 当社所定の申込書に所定の事項を記入し、当社が指定する申込手段にてお申込みください。
- (2) 申込受付完了のお客様にはこちらよりご連絡させて頂き、指定した期日(通常、弊社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内)に旅行代金のお支払いが必要です。
- (3) 旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を受領したときに成立するものとします。
- (4) 旅行代金は、「取消料」「違約料」のそれぞれ一部、若しくは全部としても取り扱います。

【お申込み条件】

- (1) お申込み時に未成年の方は男女を問わず、保護者の方の同意書が必要になります。
- (2) 特別の配慮を必要とする方は、その旨お申し出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。

【旅行催行の中止・変更】

- (1) 各コースとも参加人数が最少催行人員に満たない場合はツアー催行を中止とさせていただきます。
- (2) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送機関のスケジュール、交通事情、気象条件その他やむをえない事由により旅行日程を変更する場合があります。

【取消し料】

お申込み後、お客様の都合で旅行を取り消しされる場合、又は所定の期日までに旅行代金のお支払いがなく当社が契約を解除した場合には、旅行代金に対してお一人様につき次に定める取消料、又は取消料と同額の違約料をいただきます。

取消し日(出発日を含まず) 取消し料金

20日前～8日前	20%
7日前～2日前	30%
前日	40%
旅行開始日	50%
無連絡不参加及び旅行開始後	100%

【旅行契約の解除】

当社は次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約を解除する場合があります。

- (1) 旅行者があらかじめ明示した性別、年齢その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 旅行者が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- (3) 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (4) 天災地変、戦乱、運送機関等における争議行為、国内外の官公署の命令その他の当社の管理できない事由により、旅行書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (5) 旅行代金が期日までに入金のないとき。